

令和 2 年度目標設定シート

| | |
|-----|---|
| 部目標 | 京田辺市監査基準に基づいて、監査等を的確に実施することにより、適正かつ効率的な行財政運営と事務事業の改善に資する。 |
|-----|---|

| | |
|---------|----------------------------|
| 課 | 目標 |
| 監査委員事務局 | 効率的な行財政運営の推進 健全な財政運営の推進 |

| 課名 | 事業名 | 事業概要 | 今年度の目標 | 指標 | 指標設定の考え方 | | | |
|---------|------|---|--|------------------------|----------|-----|-----|---|
| | | | | | 単位 | 目標値 | 達成率 | |
| 監査委員事務局 | 監査事務 | 市の財政に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理又は市の事務執行について監査を実施した結果を、議会及び市長等に提出して公表することにより、公正で合理的かつ効率的な行政運営に寄与する。 | ○定期監査（財務に関する事務の執行等が適切に行われているか監査を実施）対象部局：安心まちづくり室5～7月、建設部8～11月、消防本部・消防署12～3月 ○工事監査（工事の計画、設計、積算及び施工等各段階において法令等に準拠し、適切且つ効率的に執行されているか監査を実施）9～2月 ○決算審査、財政健全化判断比率等審査、資金不足判断比率等審査（決算書等の計数が正確であるか、事業の経営等が効率的に行われているか審査を実施）対象：一般会計・特別会計・公営企業会計決算6～9月 ○例月現金出納検査（各会計の各種帳簿の計数確認及び公金保管状況が適正であるか検査を実施）対象：一般会計・特別会計・公営企業会計の公金保管状況等 | 定期監査実施回数 | 回 | 3 | 0% | 毎会計年度1回以上実施することが法で定められ、市では、全ての所属を3～4年サイクルで順に実施。 |
| | | | | 定期監査における前回の指摘事項に対する改善率 | % | 100 | 0% | 監査委員の指摘を受けた事項の改善を行うことにより、事務の管理及び執行について、適法性・合理的かつ効率的な実施確保を目指す。 |
| | | | | | | | | |